決済	会　長	局　長	係　長	係	

垂　水　市　農　業　委　員　会　会　議　録

農業委員会等に関する法律第27条第１項の規定に基づき、第32回垂水市農業委員会総会を開催したので、その内容を記録する。

日　時　　令和３年１月25日（月）　午前９時30分～午前10時13分

場　所　　全員協議会室

出席者

議席番号	氏　　名	議席番号	氏　　名
1	重 吉　伸 哉	6	森　千 秋
2	中 間　信 二	7	村 山　繁 稔
3	大 迫　和 昭	8	永 吉　浩 幸(欠席)
4	下 瀬　秀	9	小 畑　良 之(欠席)
5	瀬 角　初 美	10	葛 迫　巧

出席した事務局職員

局　　長　　森　　秀　和

農地係長　　美　坂　康　人

主　　査　　神　川　綾

主　　事　　浦　元　駿

付　議　事　件

(1)　農地法第３条許可申請について

(2)　農用地利用集積計画の決定について

(3)　農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

議　事

議　長	会長あいさつ。
係　長	諸般報告。
議　長	ただいまから、第32回総会を開催いたします。 出席委員は10名中８名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 議事録署名委員は、２番　中間委員、３番　大迫委員にお願いいたします。 それでは、議案第１号農地法第３条許可申請について上程いたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	議案第１号農地法第３条許可申請についてご説明申し上げます。 議案書は２ページになります。合わせて別紙の申請地を示した地図１ページから御覧下さい。今月の許可申請は１件でございます。 １番の譲渡人は、○○の○○○○さん、譲受人は、○○の○○○○さんで本人からの希望によります経営規模拡大のための所有権移転となります。 申請書の記載内容によれば労働力及び機械の確保状況、並びに農作業に必要な技術を有しております。また申請地取得後には農業委員会が定める別段の下限面積を満たし、全部効率的な利用がなされる予定であり、農地法第３条第２項の各号には該当しないと思われることから、許可要件のすべて満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。
議　長	次に、担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
１番委員	１番の譲渡人は、○○○○さん、譲受人は、○○○○さんで本人の希望によります経営規模拡大ということで何ら問題はありませんでした。
議　長	ただ今、事務局ならびに担当委員から説明がありましたが、これについて何かご異議はありませんか。
議　場	なし。
議　長	異議はございませんので、議案第１号は原案のとおり決定してよろしいですか。
議　場	はい。

議　長	議案第１号は、原案のとおり決定いたしました。 次に、議案第２号農用地利用集積計画の決定について上程いたします。 事務局の説明をお願い致します。
事務局	議案第２号農業経営基盤強化促進法第 18 条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について、御説明申し上げます。４ページをお開きください。 今月は、46 筆の利用権設定がありました。 新規設定は、田が 28 筆で 18,020 ㎡、畑が 11 筆で 7,952 ㎡です。 再設定は、田が 1 筆で 978 ㎡、畑が 6 筆で 7,605 ㎡です。 １番は、再契約で貸借期間が１年の賃貸借です。 ２番から４番は、新規契約で貸借期間が 10 年の使用貸借です。 ５番、６番は、新規契約で貸借期間が 3 年 6 月の賃貸借です。 ７番から 12 番は、再契約で貸借期間が 10 年の賃貸借です。 13 番からは公益財団法人　鹿児島県地域振興公社　理事長　鎮寺　裕人との契約となっており、同一の地番が、所有者と公社の貸借、公社と耕作者の貸借で２回でてきております。 13 番、14 番と 19 番から 29 番は公社と耕作者との新規契約で、19 年 11 月の使用貸借です。 15 番から 18 番は公社と耕作者との新規契約で、10 年間の賃貸借です。 30 番、31 番と 36 番から 46 番は公社と耕作者との新規契約で、10 年間の使用貸借です。 32 番から 35 番は所有者と公社との新規契約で、10 年間の使用貸借です。以上、これらの内容は農業経営基盤強化促進法第 18 条の第３項の要件を満たしております。以上です。
議　長	次に、担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
事務局	永吉委員が本日欠席のため、事前に永吉委員から報告を受けておりますので、読み上げます。 １番、○○○○さんと○○○○さんは１年間の賃貸借で問題ありません。 ２番、○○○○さんと○○○○さんは 10 年間の使用貸借で問題ありません。 ３番、○○○○さんと○○○○さんは 10 年間の使用貸借で問題ありません。 ４番、○○○○さんと○○○○さんは 10 年間の使用貸借で問題

	ありません。 　５番と６番、○○○○さんと○○○○さんは３年６か月の賃貸借で問題ありません。以上です。
３番委員	７番から 12 番は、貸人○○○○さん、借人○○○○さんで全て 10 年間の賃貸借の再設定ということで問題ありません。
議　長	ただ今、事務局ならびに担当委員から説明がありましたが、これについて何かご異議はありませんか。
議　場	なし。
議　長	異議がございませんので、議案第２号は原案のとおり決定してよろしいですか。
議　場	はい。
議　長	議案第２号は原案のとおり決定しました。 　次に議案第３号農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について上程いたします。 　事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第３号農業委員会の法令順守の申し合わせ決議についてご説明申し上げます。９ページをご覧ください。配布の資料のとおり、近年、農業委員会の不祥事が立て続けに発生しております。行政委員会である農業委員会は法令遵守による公正・公平な職務遂行、とりわけ農地制度の適正執行に努めなければなりません。また、今回配布いたしましたパンフレットについては今後の活動にご活用ください。 　それでは、公正・公平に職務を遂行し、法令等を遵守することはもとより網紀の保持に一層努めるために、申し合わせ決議の実施をお願いいたします。 それでは読み上げさせていただきます。 　８ページをご覧ください。 　私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。 　特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。 　私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。 １農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り

	適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第 31 条の議事参与の制限、同第 33 条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。 ２農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。 令和３年１月 25 日　垂水市農業委員会
議　長	ありがとうございます。 ただ今、事務局から説明がありましたが、何かご質問はありませんか。
議　場	なし。
議　長	異議がございませんので、議案第３号は原案のとおり決定しました。 以上をもちまして、第 32 回総会を終了します。 垂水市農業委員会 会　　長　葛 迫　巧 署名委員　中 間　信 二 署名委員　大 迫　和 昭